

【人権理事会 33 会期、琉球・沖縄の表現の自由に関する共同口頭声明】

アイテム 4: 一般的討論

2016 年 9 月 19 日

沖縄国際人権法研究会と共に、IMADR、フランシスカンズ・インターナショナルそしてヒューマンライツ・ナウは、琉球・沖縄の人権状況に人権理事会の注意を喚起します。沖縄諸島は日本にあるすべての米軍専用施設のうち4分の3を受け入れています。数十年にわたる外国軍の駐留は、女性や少女に対する性暴力、環境破壊、土地収奪、強制退去など数えきれない人権侵害を引き起こしてきました。しかし、被害者の司法へのアクセスは限定されたままです。琉球・沖縄の人びとの根強い反対にもかかわらず、日本政府は新しい米軍事施設を辺野古と高江に建設する計画を進めています。

今年の 4 月、表現の自由に関する国連特別報告者は、沖縄での“抗議行動に対する行き過ぎた規制”と“ジャーナリストに対する実力行使”について特別な懸念を示しました。しかし政府は、過剰な数の機動隊員を投入して、座り込みで抗議をしている人びとを強制的に排除したり一時的に拘束するなどの強硬手段に訴えています。

さらに今年の 5 月、防衛省の委託を受けた警備会社が、辺野古における抗議行動を監視して報告するために、著名な環境人権擁護者や平和活動家を含む 60 人のリストを作りました。リストには通常では入手できない抗議行動参加者の個人的な情報が含まれていたため、防衛省や警察の関与が疑われます。残念ながら、政府はリスト作成の関与について否定するだけでなく、この件について調査はしないと発表しました。

私たちは、8 月 20 日にジャーナリストが高江の抗議現場の報道を妨げられたという報告に警戒感を抱いています。沖縄では報道の自由が脅威にさらされています。政府高官や国会議員は沖縄の 2 大紙を威圧する発言を繰り返しています。しかし、政府はそれら暴言をほとんど非難することなく、報道の自由を守る措置を何もとっていません。私たちは日本政府に対して、知る権利およびプライバシーの権利を含む沖縄における表現の自由を全面的に尊重するよう求めます。